平成 23 年度
9 月定期監査報告

平成 23 年 10 月 27 日

独立行政法人　放射線医学総合研究所
監事　加藤孝男
監事　有澤正俊

独立行政法人　放射線医学総合研究所
理事長　米倉　義晴　殿

平成23年度監事監査実施計画に従って、コンプライアンスへの取組み、安全管理及び危機管理にかかわる事項を対象とした監査を実施したので、監事監査規程第13条第1項に基づき、その結果及び意見を下記のとおり報告致します。

監事　加藤孝男
監事　有澤正俊

平成23年度9月定期監査報告

1. 監査の種類　定期監査（平成23年度9月）

2. 監査の実施日　平成23年9月27日及び29日

3. 監査対象
コンプライアンス（平成20年以前にあった研究費不正問題に対する再発防止策に係るものを含む）への取組み状況及び監事監査規程第4条(5)（安全管理及び危機管理の状況に係わるものに限る）に係わる監査

4. 監査対象部門
(1) コンプライアンス関係：企画部、総務部、監査・コンプライアンス室
(2) 安全管理、危機管理関係：研究基盤センター安全・施設部

5. 監査立会者職位氏名
企画部：鵜澤企画課長　他
総務部：竹内総務部長、遠藤総務課長、矢野経理課長、木曽契約課長　他
監査・コンプライアンス室：佐藤室長　他
研究基盤センター安全・施設部：宮後安全計画課長　石澤施設課長　他

6. 監査重点項目
(1) コンプライアンスへの取組みに係る事項
・コンプライアンスに係る周知、研修等の状況等
・研究費不正再発防止に係る活動の状況

(2)　安全管理及び危機管理に係る事項

・労働安全衛生マネジメントシステムを含む安全管理・危機管理関係の制度等の運用状況

・常駐請負業務に係る安全管理等の実情把握

7.　監査結果

今次監査においては、コンプライアンス、安全管理及び危機管理に関する事項について、上記6．に掲げた項目を重点として、関連の資料及び5．に掲げた職員からの説明の聴取及び提出資料等に基づいて、監査を実施した。

コンプライアンスに関しては、所内向けの「コンプライアンスの手引き」を策定し、これを活用しつつ所内研修等において職員のコンプライアンス意識の向上に努めている。研究費不正再発防止に関しても、平成20年当時にとりまとめられた再発防止策は所内の仕組み・手順として定着し、継続的に不正防止に取り組まれている。

安全管理及び危機管理に関しては、国の諸法令等の要請を踏まえて、所としての関連規程等が整備され、着実に運用されている。昨年度から運用開始された労働安全衛生マネジメントシステムについては、各部署での職場点検を含め年間のサイクルが一巡し2年度目に入っている。なお、請負業務の安全管理については、一例について実地確認を行った。リスクマネジメントの関連では、リスク管理会議のもとで、広範な観点からのリスクの洗い出し等が進められている。

上記監査を通じて、不適正事項は検出されなかった。次項に、監事として注目した事実、気づきの意見等を表明するので、マネジメントの参考として頂きたい。

8.　監査意見

(1)　コンプライアンスへの取組み

1)　コンプライアンスに係る周知、研修等の状況

外部委員により構成される「倫理・コンプライアンス委員会」の助言も経て、「コンプライアンスの手引き」が本年4月1日付で所内に公開され、初任者研修などで活用され始めた。本手引きは、平成21年に制定された研究所の「基本理念・行動規範」と、日常の活動を具体的に統制する個々の諸法令や規程類との間に生じがちな、距離感、ギャップを、適切につなぐことができるように配慮されていると見受けられ、コンプライアンス意識の向上と定着を図る上で、重要な前進であったと思う。

今後とも、基本理念、行動指針を含めコンプライアンスに係る意識を研究所員全員に浸透、徹底させる地道な活動が重要である。諸法令・規程類は、その趣旨を理解し日常の業務に活かされて初めて、業務品質の改善に繋がることを忘れてはならない。

社会一般の平均的な組織に比べて、多くの物事について法令的様式でルールを厳格に定めている一方で、実質を確保する観点からはむしろ若干遅れている面もあり得るので

はないだろうか。また、規則類には解釈上のグレーゾーンはつきものであるが、日常業務に反映させやすいやり方として、グレーゾーンの扱いについては、放医研における実務に即してQ&A形式を活用するなどの工夫が望まれる。

不適切な行為に関する通報・相談窓口については、現在、所内に設置されているが、通報・相談しようとする人が、精神的に高い障壁なく通報・相談できることは重要である。通報・相談事があるのにそれがしにくいと、ますます精神的な圧迫感や悩みが昂じることにもなりかねない。外部に、通報・相談を専門的に扱う業態もあり、そうしたものの活用も含め、通報・相談しやすい環境作りについて、引き続き配慮いただきたい。

2) 研究費不正再発防止に係る活動の状況

平成20年に発覚した研究費不正に関する再発防止に関しては、昨年9月の監事監査において、「導入された制度は概ね定着し、継続的な維持・改善の段階に入ったことを確認」しているが、今次監査においても、引き続きその状況は総じて維持できていると考える。例えば、現場納品の実態調査の実施、検査職員の署名原簿の整備開始、会計システムの更新にあわせた単価契約物品の発注手続きの変更など、見直し・改善の姿勢が維持されている。

分任契約については、手続きの誤謬防止を図るために、現在も引き続き、契約課による全件ダブルチェックが継続している。当制度が全所的に導入実施されてから、既に1年半以上が経過しているが、本年度会計システムが全面的に更新されたこともあってか、一定数の分任契約の事務処理誤りが見られる。軽微なものが大半であるとはいえ、定められた手順が軽視されている可能性はないか、逆に無用の負担となっている手順がないか、システム側で改善できることはないかなど、検討と対応をお願いしたい。分任契約の契約課による全件確認が早期に不要となることを期待する。

分任契約担当役制度は、少額契約の処理の遅延が、手続き不正の動機の一つとなったとの反省から導入されたものであるが、他方で、恣意的な分割契約など不適切な処理の動機ともなり得る点には引き続き留意が必要である。各分任契約担当役の意識を高く維持すること、そのために適切な研修を継続することとともに、適切なモニタリング活動による牽制も重要である。分割に注目した内部監査が昨年度実施され、今年度も計画されているが、対象となる契約の件数は膨大であることから、会計システムを積極的に活用して、効率的、効果的なモニタリングとなるよう期待したい。

研究費不正問題については、これまで様々な事例について発覚と対応が繰り返されており、本年7月にも、大学等における預け金不正の報道があった。今回の報道に関連して、文部科学省から関係の独立行政法人、大学に対して、そうした事実の有無を改めて調査するよう指示があり、現在、当研究所も対応している状況である。他機関で報道のような事例の新たな発覚が今でもあることを考えれば、当所においても不正発生のリスクを忘れてはならない。基本は研究所員一人一人のコンプライアンス意識の維持、向上

である。自らの組織の苦い経験を風化させないよう、全職員を対象とした、具体例をあげてのコンプライアンスの研修を順次行うなど、意識向上の取組みを引き続きお願いしたい。

(2) 安全管理及び危機管理の状況

1) 労働安全衛生マネジメントシステムを含む安全管理･危機管理関係の制度等の運用状況

昨年度から運用開始された労働安全衛生マネジメントシステムについては、各部署での職場点検を含め年間のサイクルが一巡した。3 月 11 日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る原子力災害への全所的な対応との関係で、本システムに係る安全計画課による各職場計画の実施状況の確認など、本システムに係る一連の手順は当初予定どおりではなかったものの、2 年度目のサイクルに入っている。各職場が作成する職場安全衛生計画の記入方法について各職場から安全計画課に問い合わせがあるなど、仕組みの浸透度はまだこれからという段階と見られる。こうしたシステムの運用には、各職場において、計画や記録の文書化など一定の追加的事務作業の発生が避けられないが、各職場自身がシステム化の利点を実感できるような運用に期待したい。

安全管理・危機管理に関連した規程類は、第三期中期計画期間の開始に際して、他の諸規程とともに一定の見直しが行われたが、実質的に大きな変更はなく、関係の委員会、会議等の開催を含め、継続的に運用されている。また、本年度から、実験の実施に際して「総合実験計画書」を作成することが制度化され、10 月以降開始する実験から適用されることとなった。これまでも、実験の実施にあたっては、法令等の要求に基づき、それぞれ担当の委員会等による検討・承認等が行われてきたが、総合実験計画書は、これらを包含し、実験の全体像を俯瞰的に把握できる計画書を作成することによって、関係者による計画の確認、情報の共有等を通じて、実験の妥当性、安全性を確認し、実験者自らが実験の質を高めることが目的とされている。今後の定着に期待する。

リスクマネジメントの関係では、平成 20 年当時に一度とりまとめられている当所におけるリスクの抽出、分類、評価等の成果をベースに、リスク管理会議のもとで、リスクの見直し等が進められている。リスクの評価と対応については、内部統制の基本的要素として、その取組みが求められているが、その際、重大なリスクを見過ごすことなく対応することと同時に、対応し過ぎているリスクについて省力化を検討することが重要と考える。追加的な対応を求めるのみにならないよう、留意しつつ進めていただきたい。また、今般の原子力災害により放医研をとりまく環境が大きく変化した中で、認識を新たにすべきマネジメント上のリスクがないかについても検討されることを期待したい。

2) 常駐請負業務に係る安全管理等について

現在、所内の設備の保全・清掃などの一般的業務から、実験動物の飼育管理や放射薬

剤の製造業務といった専門的業務に至るまで、相当広範囲な業務について、外部業者との請負契約に基づき、請負業者の従業員が当所に常駐して実施しているものが多数ある。業務によっては相当の高齢者が配置されている場合もあるなど、一定の留意が必要と感じられる。コスト削減に加え、競争性のある契約関係の徹底が求められる環境の中で、請負業者と放医研との間で安全管理に関わるマネジメントをどのように構築するかは、リスクマネジメントの観点で重要な課題と思われる。仮に放医研の敷地内でいったん大きな事故が起これば、それが請負業者の問題であったとしても、社会的には放医研の事故である。安全衛生に関しては、請負業者の従業員も、内部の職員と基本的に同等の水準で管理されなければならないと思う。具体的な業務実態と照らし合わせて、安全衛生管理上の盲点が生じることのないようにお願いしたい。請負業者が行う業務管理について放医研がどのように係わるのが適切か、それを契約書、仕様書、技術審査等においてどう定めておくのかといった点について、昨今の情勢を踏まえつつ点検してみてはどうだろうか。

今回、常駐請負の実態と安全管理の状況把握のため、事例として重粒子医科学センター病院の空調運転管理業務をとりあげて実地監査を行った。監視センター及び現場の機械室等とも、３Ｓ（整理、整頓、清潔）が確保され、管理状態は良好であった。今次の節電との関係では、機械室に熱中症に対する注意喚起のポスターも張り出され、注意が払われていた。また、屋上の点検用はしごへの安全柵の設置など、作業環境の安全向上のための改善措置も請負業者とのコミュニケーションのもとで随時行われているとのことであった。今後の監事監査においてもこうした実地監査を積極的に取り入れて行きたい。